

社会福祉法人 荻田事業協会
若久青い鳥保育園 重要事項説明書

令和 7 年度

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 荻田事業協会
所 在 地	福岡県京都郡荻田町大字集 2286 番地
電 話 番 号	093-436-0953
代表者氏名	理事長 岡村 齊

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	若久青い鳥保育園
施 設 の 所 在 地	福岡県京都郡荻田町若久町 1-8-3
連 絡 先	TEL : 093-436-0949 FAX : 093-436-1049
管 理 者	園長 岡村 齊
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 57 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 28 人 満 1 歳未満の児童 6 人
開 設 年 月 日	平成 15 年 4 月 1 日

3 事業の目的・運営方針

若久青い鳥保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育・教育を行うことを目的とします。

(1) 保育理念

保育は人生最初の乳幼児期において一人の人間が人間として生きて行くその基本姿勢を培うためのもので、基本姿勢とは自分に自信を持ち他者との間に信頼関係を築いて対人関係の輪を広げようとし自分の力を信じて周囲の「もの・こと」に興味や関心を持ち、それらに働きかけて自分のものにし、自分の世界を意欲的に広げていこうとする心や姿勢を育む事を目的とする。

(2)保育目標

「豊かな心を育む保育」

(3)保育基本方針

保育方針は、「保育所保育指針」に依拠して職員が保育に臨む基本姿勢にあつては、子どもや家庭に対して分け隔てなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護する事を第一義とする。また常に児童の最善の幸福を願い保護者からの意見や要望があれば平易に説明をし、より良い保育のために努力研鑽する事を基本とする。

- ① 子どもの健康と安全を基本とし保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- ② 子どもが自己を十分に発揮しながら自主的に活動できるよう環境に配慮し健全な心身の発達を図る。
- ③ 心の育ちを支え自己肯定感を持てるような子どもを育成する。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,510.42 m ²
	園庭	413.61 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
	延べ面積	845.37 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	3室	
ランチルーム	1室	
調理室	1室	
調乳・沐浴室	1室	
事務・医務室	1室	
子育て支援室	1室	
その他	1室	
トイレ	5室	

5 職員の体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
理事長・園長	1	1	0	
副園長	1	1	0	
主任保育士	1	1	0	
保育士	9	9	0	
加配保育士	1	0	1	
代替保育士	4	0	4	
子育て支援員	2	0	2	
調理員	4	2	2	
栄養士	1	1	0	
看護師	1	1	0	
その他	1	1	0	

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

※18時～19時の延長保育 200円、

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時00分まで又は16時00分から18時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります）。

※保育短時間延長保育料金（7時～8時）1時間 100円

（16時～18時）1時間 100円

（18時～19時）200円

(3) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給証明書を市町村から交付されている方の場合7時～18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は18時～19時までの範囲内で延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払い頂く通常の保育料のほかに、別途利用

者負担が必要となります。

※標準時間延長保育料金（18時～19時）1時間 200円

※ 土曜日の開所時間は7時～18時となります。（18時以降の延長保育はありません。）

※ 保育時間は苅田町内各園共通です。

8 提供する保育等の内容

当園は、改訂保育所保育指針（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(3) 食事の提供

- 給食（0・1・2歳児完全給食 3・4・5歳児副食給食
- 手作りおやつ・おやつ
- お誕生会月1回全園児完全給食

(4) その他

- 延長保育事業
- 障がい児保育事業

9 利用料金

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(1) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別に定める費用を負担していただきます。

- ・副食費（月額）4,500円（口座引落し）
- ・制服・遊び着・通園カバン（日除け付き帽子）
- ・0～2歳児お昼寝用シーツカバー・3歳児ベッド専用キルトパット
- ・保護者会費月額200円・スイミングスクール（任意）

お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 保護者が退園を申し出たとき

1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	たじり小児科
医 院 長 名	田尻 京子
所 在 地	苧田町神田町3丁目3-16
電 話 番 号	093-434-1938

(2) 歯科

医療機関の名称	中川歯科医院
医 院 長 名	中川 功子
所 在 地	苧田町神田町2丁目32-3
電 話 番 号	093-434-6648

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医又は、かかりつけ医の診察、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

また、虐待等が疑われる状況を発見した際には、行政窓口へ連絡いたします。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任・副園長 ・責任者 園長 ・ご利用時間 9時～ 18時 ・電話番号 093-436-0949 ・FAX 093-436-1049 担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
第三者委員	鈴木 正瑞	電話番号 0979-82-7687
	本坂 裕之	電話番号 0930-55-6687
運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)	電話番号	092-915-3511 FAX 092-584-3354

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・簡易消火設備	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置地震計	有

	・その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理	有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

1.5 その他の留意事項

宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。	
-------------------	---	--

1.6 幼児教育保育の無償化について

令和元年10月より幼児教育保育の無償化が実施され今回の制度改正に伴い副食費の徴収が始まりました。3・4・5歳児の副食費の徴収額は4,500円となります。

1.7 児童虐待について

当園は、職員に対する虐待防止啓発のための研修の実施等、虐待防止の措置を講じるよう努めます。

また、児童虐待等が疑われる場合には、関係機関と連携し適切な対応を図ります。

1.8 ホームページ・コドモンアプリ・掲示板等の写真掲載について

若久青い鳥保育園は、ホームページ・コドモンアプリ・掲示板等で、園の行事又は日々子どもたちの園での様子を、写真と共に掲載することがあります。掲載にあたり、同意書を提出して頂きます。

(同意の無い方は掲載致しません)

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

10の姿とは、卒園＝小学校入学時までには育まれる子どもの具体的な姿を10個の視点からとらえようというものです。これまではいわゆる5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）によってとらえてきたものを、年長についてはもっと具体的な姿をイメージして見ていこうというものです。また、こうした子どもの具体的な育ちの姿を小学校に伝えたり、連携の中で活用する事によってスムーズな学校生活への移行を目指すものです。

具体的な10の姿のイメージ

1. 健康な心と体

子どもが自ら健康で安全な生活を意識する。心と体を十分に使い自分がやりたい事を思い切り楽しむ。（人が生きていく上での基礎となる部分です。健康な心と体がなければ友達とコミュニケーションをとったり、自然の中で思い切り遊ぶことも出来ません。活動の中で自ら見通しをもって健康で安全な生活を作り出していけるようになる事も目標の一つです。）

2. 自立心

身の回りの環境に積極的に関わり、諦めずにやり遂げる達成感を味わう。

（子どもたちが他人の指示通りではなく、自ら考え主体性をもって行動するようになる事。周囲の環境に関わり、様々な活動を楽しむ中で、工夫していき自信をもって物事に取り組めるようになる事が目標です。）

3. 共同性

友達と協力しイメージを共有しながら共に考えていく。言葉で自分の気持ちを伝えあう。（友達と関わる中で、時にはケンカしながら共に成長し喜びを分かち合いながら育む「共同性」友達と言葉でやり取りする中でイメージを共有し「○○ごっこをしてみよう」といった共通の目的にむかっていけるようになる事です。）

4. 道徳性・規範意識の芽生え

ルールを守る必要性を理解する。相手の立場になって気持ちを考えたり共感したりする。（して良い事や悪い事が分かり、自分の行動を振り返ったり、相手の立場に立って行動するようになる事。決まりを守る大切さがわかり、自分と友達の中で気持ちの折り合いをつけながらルールを作り、守ったりするようになる事です。大人が言葉で伝えて教えるよりも、友達との関わりや園生活の中で少しずつ道徳や規範意識を身に着けていくという視点です。）

5. 社会生活との関わり

家族や地域の人と関わり、地域社会にも関心の目をむける。社会生活の中で役立

つ喜びを感じる。(子どもの育ちの中で、保育園の中だけでなく、子どもを取り巻く家庭や地域の環境にも目を向ける視点です。家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、自分が役に立つ喜びを感じ地域に親しみを持つようになる事です。)

6. 思考力の芽生え

身近な環境に関わり、様子を観察したり予想したりする。友達と関わる中で異なる考えがある事に気づき、自分の考えをより良いものに変えていこうとする。

(物の性質や仕組みなどを感じ取ったり気づいたりし、考えたり予想したり工夫したりするなど、多様な関りを楽しむようになる視点です。友達との関わりの中で自分とは違う考え方に触れ、さらに工夫したり考え直したりする事も大切です。)

7. 自然との関わり・生命尊重

身近な自然物に関心を持ち、感動したり命を尊ぶ。またそれらを言葉で表現できるようになる。(自然と触れ合い感動する体験を通し、身近な環境への関心が高まり面白さに気づくようになる事。)我々保育士は子ども自身が自然とどのように関わっていくか迄、考えるような視点を持ちたいと思います。

8. 数量・図形・文字等への関心・感覚

遊びの中で数量や図形・標識・文字に興味を持ち豊かな感性と表現に繋げていく。絵本で出会う文字や、友達との遊びの中で出会う「二人で」「3つまで」という数の感覚に、興味関心を持つようになる、という視点です。保育者は遊びの中から文字や数字に親しみ、触合えるように工夫してアプローチしていきます。

9. 言葉による伝えあい

絵本や紙芝居などの物語に親しみ、経験したことを言葉で表現する。相手の話を聞き、言葉の伝えあいを楽しむ。

子どもは保育士や友達と心を通わせ、絵本に親しみながら豊かな言葉や表現を身に着けて、言葉でのコミュニケーションを楽しめるようになります。保育者は子どもたちの「言葉で伝えたい」という思いをサポートするとともに、相手の話を聞くことの大切さにも気づかせていく事が大切です。

10. 豊かな感性と表現

様々な事象に触れ、感動したことを表現する。また、友達の表現を見て自分が感じたことを言葉で表現する。

一人ひとりの感じた個性を大切にし、感じた事を表現できる楽しさや喜びを味わう事、表現したい、という意欲を持つようになる。という視点です。保育者は先回りして教えすぎずに、その子らしい表現方法を育てていく必要があります。